

〇とちぎの元気な森づくり県民税条例

平成十九年七月三日

栃木県条例第四十号

とちぎの元気な森づくり県民税条例をここに公布する。

とちぎの元気な森づくり県民税条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下にとちぎの元気な森を次代に引き継いでいくための施策に要する経費の財源を確保するため、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「とちぎの元気な森づくり事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるための森林の整備に関する事業
- 二 森林をすべての県民で守り育てることへの理解と関心を深めるための事業
- 三 前二号に掲げるもののほか、前条に規定する施策を推進するために知事が必要と認める事業

2 この条例において「とちぎの元気な森づくり県民税」とは、次条及び第四条の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成二十年度から令和九年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十二條の規定にかかわらず、同条に定める額に七百円を加算した額とする。

(平二九条例三一・令二条例三五・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第四条 平成二十年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る県税条例第三十二条に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。

(平二〇条例二二・平二二条例二九・平二九条例三一・令二条例三五・一部改正)

(基金の設置)

第五条 とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てるため、とちぎの元気な森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第六条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

- 一 とちぎの元気な森づくり県民税に係る収入額に相当する額
- 二 とちぎの元気な森づくり事業に要する費用のための寄附金の額

(管理)

第七条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第八条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第九条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第十条 基金は、とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(平二四条例一五・一部改正)

(平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率の特例)

2 平成二十六年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第三条の規定の適用については、同条中「平成二十年度から令和九年度」とあるのは「平成二十六年度から令和五年度」と、「第二十二條」とあるのは「附則第十九條」とする。

(平二四条例一五・追加、平二九条例三一・令二条例三五・一部改正)

(検討)

3 知事は、とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部を改正する条例(平成二十九年栃木県条例第三十一号)の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基

づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平二四条例一五・旧第二項繰下・一部改正、平二九条例三一・一部改正)

- 4 知事は、前項の規定にかかわらず、国又は地方の税制の動向等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(平二九条例三一・追加)

附 則(平成二〇年条例第二二号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年条例第二九号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第一五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年条例第三一号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第三五号)抄

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定及び栃木県県税条例第五十四条第一項第三号の改正規定を除く。)、第五条の規定、第六条の規定(とちぎの元気な森づくり県民税条例第四条の改正規定(「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。))に限る。)並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年四月一日

[次の条例は、未施行]

○栃木県県税条例等の一部を改正する条例(抄)

令和二年六月十六日

栃木県条例第三十五号

(とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部改正)

第六条 とちぎの元気な森づくり県民税条例(平成十九年栃木県条例第四十号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(法人の県民税の均等割の税率の特例)	(法人の県民税の均等割の税率の特例)
第四条 平成二十年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度_____又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号の期間に係る県税条例第三十二条に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。	第四条 平成二十年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る県税条例第三十二条に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定及び栃木県県税条例第五十四条第一項第三号の改正規定を除く。)、第五条の規定、第六条の規定(とちぎの元気な森づくり県民税条例第四条の改正規定(「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。))に限る。)並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年四月一日
(とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条の規定(とちぎの元気な森づくり県民税条例第四条の改正規定(「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める部分を除く。))に限る。次項において同じ。)による改正後の同条例第四条の規定は、二号施行日以後事業年度分の法人の県民税の均等割について適用する。

2 二号施行日前事業年度分の法人の県民税の均等割及び二号施行日前連結事業年度分の法人の県民税の均等割については、第六条の規定による改正前のとちぎの元気な森づくり県民税条例第四条の規定は、なおその効力を有する。